



# 令和元年8月2日 岡山県公報 第12114号

## ◎岡山県告示第三百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

介護ステーションスマイル

#### 2 所在地

岡山県和気郡和気町吉田サイカシ七二六番地一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社スマイル

#### 2 所在地

岡山県和気郡和気町吉田サイカシ七二六番地一

### 三 廃止の届出を受理した年月日

令和元年七月二十五日

### 四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇七一九

### 五 サービスの種類

訪問介護

# 令和元年8月2日 岡山県公報 第12114号

## ◎岡山県告示第三百六十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

株式会社ホームグリーン

#### 2 所在地

岡山県備前市日生町日生八四三番地の一八

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社ホームグリーン

#### 2 所在地

岡山県備前市日生町日生八四三番地の一八

### 三 廃止の届出を受理した年月日

令和元年七月二十四日

### 四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇五一六

### 五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第三百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和元年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

津山中央クリニック

津山市二階町六五

令和元年八月一日

津山薬局平福店

津山市平福五四七―一

令和元年八月一日

やまかわ薬局

赤磐市西中一一八八―六

令和元年八月一日

◎岡山県告示第百六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和元年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

指定年月日

阿新虹の訪問看護ステーション

新見市新見七四一

訪問看護（腎臓）

令和元年八月一日

# 令和元年8月2日 岡山県公報 第12114号

◎岡山県告示第三百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和元年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
アサヒ薬局河辺店	津山市河辺九三三―一三	調剤	令和元年八月一日
阿新薬局高尾店	新見市高尾二四八八―一一	調剤	令和元年八月一日
グリーン薬局	美作市明見五六三	調剤	令和元年八月一日
阿新薬局インター店	新見市高尾七九二―一七	調剤	令和元年八月一日

◎岡山県告示第三百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和元年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	辞退年月日
国立療養所長島愛生園	瀬戸内市邑久町虫明六五三九	腎臓に関する医療	令和元年六月二十八日

# 令和元年8月2日 岡山県公報 第12114号

## ◎岡山県告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 解除予定保安林の所在場所

岡山市北区建部町品田字貫掛一八三九の二、一八三九の三、一八三九の五、一八三九の六

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

道路用地とするため

# 令和元年8月2日 岡山県公報 第12114号

〔三〇〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス鴨方店

所在地 浅口市鴨方町鴨方二二二三

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 MULプロパティ株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 船橋 啓二

### 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 MULプロパティ株式会社

住所 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二二番二四号

代表者の氏名 代表取締役 葛谷 悦敏

（変更後） 名称 MULプロパティ株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 船橋 啓二

### 4 変更年月日

令和元年七月一日

## 二 届出年月日

令和元年七月十七日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和元年8月2日 岡山県公報 第12114号

2

令和元年八月二日から同年十二月二日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

# 令和元年8月2日 岡山県公報 第12114号

〔三〇一〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市全域	測量区域
公共測量（地図作成業務）	測量の種類
令和元年七月十六日から令和二年三月三十一日まで	測量期間

〔三〇二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県警察WANシステム等で使用する電気通信役務（冗長化回線）提供業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県警察WANシステム等で使用する電気通信役務提供業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した4年間分の額で入札に付することとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に果が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第26号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

# 令和元年8月2日 岡山県公報 第12114号

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信事業者の登録を受けている者であること。

## 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班（岡山県庁8階）

電話（086）226-7264

(2) 申請書の提出期限

令和元年9月17日（火） 午後4時

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

# 令和元年8月2日 岡山県公報 第12114号

令和元年8月2日(金)から同年9月17日(火)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

## イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ30ミリメートル以内、重さ190グラムであるので、注意すること。

## (3) 入札書の受領期限

令和元年9月25日(水) 午後4時

## (4) 開札の日時及び場所

令和元年9月26日(木) 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室

## 5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和元年9月17日(火)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Telecommunications service for Okayama Police network

(2) Contract period :

From a day of the contract conclusion, through 29 February, 2024

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 25 September, 2019

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,  
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216

◎岡山県選管告示第七十八号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年八月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表老人ホームの項中「特別養護老人ホームうずき荘」を「特別養護老人ホームアミカル」に改める。